

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
別表第2（第13条関係）						別表第2（第13条関係）								
施設の種類	区分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		施設の種類	区分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		
					外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上						外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上	
岸壁 物揚場 栈橋 船揚場 漁具干場 漁港施設用地 荷さばき所 野積場 道路	[略]	[略]	[略]	1本ごとに1年につき <u>380</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>82</u> 円	[略]	岸壁 物揚場 栈橋 船揚場 漁具干場 漁港施設用地 荷さばき所 野積場 道路	[略]	[略]	[略]	1本ごとに1年につき <u>360</u> 円	1メートルまでごとに1年につき <u>78</u> 円	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
別表第5（第14条関係）						別表第5（第14条関係）								
区分	工作物を設置する場合（電柱類	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		区分	工作物を設置する場合（電柱類	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合				

	又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上		又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]		1本ごと	1メートル	[略]	水域	[略]		1本ごと	1メートル	[略]
公共空地	[略]		に1年につき <u>380</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>82</u> 円		公共空地	[略]		に1年につき <u>360</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>78</u> 円	
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。